

春日部市手数料条例の一部を改正する条例

春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後			改正前		
別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料			別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ、第63条第3項第5号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ又は第31条の2第2項第15号ハ若しくは第62条の3第4項第15号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良宅地造成認定申請手数料	造成宅地面積が 0.1ha未満 1 件につき 86,000円 0.1ha以上 0.3ha未満 1 件につき 130,000円 0.3ha以上 0.6ha未満 1 件につき 190,000円 0.6ha以上1ha 未満 1件に つき 260,000 円 1ha以上3ha 未満 1件に つき 390,000 円 3ha以上6ha 未満 1件に つき 510,000 円 6ha以上10ha 未満 1件に つき 660,000 円 10ha以上 1 件につき 870,000円	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ、第63条第3項第5号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良宅地造成認定申請手数料	造成宅地面積が 0.1ha未満 1 件につき 86,000円 0.1ha以上 0.3ha未満 1 件につき 130,000円 0.3ha以上 0.6ha未満 1 件につき 190,000円 0.6ha以上1ha 未満 1件に つき 260,000 円 1ha以上3ha 未満 1件に つき 390,000 円 3ha以上6ha 未満 1件に つき 510,000 円 6ha以上10ha 未満 1件に つき 660,000 円 10ha以上 1 件につき 870,000円
(略)		(略)	(略)		(略)

租税特別措置 法第28条の4 第3項第6 号、同項第7 号口、第63条 第3項第6 号、同項第7 号口若しくは 第68条の69第 3項第6号に 規定する住宅 又は同法第31 条の2第2項 <u>第16号</u> ニ若し くは第62条の 3第4項 <u>第16</u> <u>号</u> ニに規定す る住宅の新築 が優良な住宅 の供給に寄与 するものであ ることについ ての認定の申 請に対する審 査	優良住宅 新築認定 申請手数料	新築住宅の床面 積の合計が 100㎡以下 1件 につき 6,200円 100㎡を超え、500 ㎡以下 1件に つき 8,600円 500㎡を超え、 2,000㎡以下 1 件につき 13,000円 2,000㎡を超え、 10,000㎡以下 1件につき 35,000円 10,000㎡を超え、 50,000㎡以下 1件につき 43,000円 50,000㎡を超え る 1件につき 58,000円
(略)	(略)	(略)
建築基準法第 <u>68条の5の3</u> 第2項の規定 による建築物 の各部分の高 さの特例の許 可の申請に対 する審査	地区計画 等の区域 における 建築物の 各部分の 高さの特 例許可申 請手数料	1件につき 160,000円
建築基準法第 <u>68条の5の5</u> 第1項の規定 による建築物 の容積率に関 する特例又は 同条第2項の 規定による建 築物の各部分 の高さに関す	地区計画 等の区域 における 前面道路 の幅員に 応じた建 築物の容 積率に関 する特例 又は建築	1件につき 27,000円

租税特別措置 法第28条の4 第3項第6 号、同項第7 号口、第63条 第3項第6 号、同項第7 号口若しくは 第68条の69第 3項第6号に 規定する住宅 又は同法第31 条の2第2項 <u>第15号</u> ニ若し くは第62条の 3第4項 <u>第15</u> <u>号</u> ニに規定す る住宅の新築 が優良な住宅 の供給に寄与 するものであ ることについ ての認定の申 請に対する審 査	優良住宅 新築認定 申請手数料	新築住宅の床面 積の合計が 100㎡以下 1件 につき 6,200円 100㎡を超え、500 ㎡以下 1件に つき 8,600円 500㎡を超え、 2,000㎡以下 1 件につき 13,000円 2,000㎡を超え、 10,000㎡以下 1件につき 35,000円 10,000㎡を超え、 50,000㎡以下 1件につき 43,000円 50,000㎡を超え る 1件につき 58,000円
(略)	(略)	(略)
建築基準法第 <u>68条の5の2</u> 第2項の規定 による建築物 の各部分の高 さの特例の許 可の申請に対 する審査	地区計画 等の区域 における 建築物の 各部分の 高さの特 例許可申 請手数料	1件につき 160,000円
建築基準法第 <u>68条の5の4</u> 第1項の規定 による建築物 の容積率に関 する特例又は 同条第2項の 規定による建 築物の各部分 の高さに関す	地区計画 等の区域 における 前面道路 の幅員に 応じた建 築物の容 積率に関 する特例 又は建築	1件につき 27,000円

る制限の適用 除外に係る認 定の申請に対 する審査	物の各部 分の高さ に関する 制限の適 用除外に 係る認定 申請手数 料	
建築基準法第 68条の5の6 の規定による 建築物の建 ぺい率の特 例の認定の 申請に對す る審査	地区計画 等の区域 における 建築物の 建ぺい率 の特例認 定申請手 数料	1件につき 27,000円

る制限の適用 除外に係る認 定の申請に対 する審査	物の各部 分の高さ に関する 制限の適 用除外に 係る認定 申請手数 料	
建築基準法第 68条の5の5 の規定による 建築物の建 ぺい率の特 例の認定の 申請に對す る審査	地区計画 等の区域 における 建築物の 建ぺい率 の特例認 定申請手 数料	1件につき 27,000円

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成19年法律第19号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。